

(別添 1)

一元的な輸出証明書発給システム利用規約

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 システムの利用 (第 3 条から第 8 条まで)
- 第 3 章 システム等の管理 (第 9 条から第 11 条まで)
- 第 4 章 情報の取扱い (第 12 条から第 15 条まで)
- 第 5 章 雑則 (第 16 条から第 19 条まで)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規約は農林水産省輸出・国際局（以下「輸出・国際局」といいます。）が所有する一元的な輸出証明書発給システム（以下「システム」といいます。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この規約において、使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 「一元的な輸出証明書発給システム」とは、輸出証明書の発給に関する申請手続を汎用的に行う情報システムをいいます。
- (2) 「輸出証明書」とは、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の第 1 に定める手続に関するものをいいます。
- (3) 「適合施設」とは、手続規程の第 3 に定める手続に関するものをいいます。
- (4) 「申請事業者等」とは、輸出証明書の発給に係る申請手続を行おうとする又は適合施設の認定を受けようとする、民間事業者、団体、学校、研究機関及び個人をいいます。
- (5) 「システム利用者」とは、システムを利用して輸出証明書の発給に関する申請手続を行う若しくは適合施設の認定を受けようとする申請事業者等（申請事業者等が手続及び報告等を第三者に委託又は代行させた場合は、当該第三者を含む。）、利用行政庁又はシステムを利用して輸出証明書の発給に関する事務若しくは適合施設の認定事務を処理する機関（利用行政庁を除く）をいいます。
- (6) 上記 (5) の「利用行政庁」とは、システムを利用して、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）に基づく事務を処理する行政庁及び当該行政庁が適切と判断した目的の範囲内で情報を提供することとした行政庁をいいます。

- (7) 「ログイン I D」とは、システムの利用者を識別するための識別コードをいいます。
- (8) 「パスワード」とは、ログイン I Dを提示した利用者が正当な利用者であるか否かを検証するための主体認証コードをいいます。

第2章 システムの利用

(システム利用者の責任)

第3条 システム利用者は、自己の責任と判断に基づき、以下の各号に掲げる情報をもってシステムを利用し、システムの利用に伴って生じる通信の際に発生する各種電文（電磁的記録を含む。）を管理するものとし、輸出・国際局に対していかなる責任も負担させないものとします。

- (1) ログイン I D及びパスワード
 - (2) システム操作説明書（以下「操作説明書」といいます。）
 - (3) システムセキュリティ対策マニュアル（以下「セキュリティ・マニュアル」といいます。）
- 2 システム利用者のうち、申請事業者等は、システム利用申込時の申請登録内容に変更が生じたときは、必要に応じて、速やかに、申込先である利用行政庁にその旨を通知するものとします。また、通知を受けた利用行政庁は、当該システムを利用する申請事業者等の登録内容を変更又は抹消するものとします。
- 3 システムを利用する申請事業者等は、必ずシステムの画面上において自己の行った報告・申請等の手続の処理状況の確認を行うものとします。
- 4 システムを利用する申請事業者等が、自己の行った申請手続に係る処理状況の確認を行わなかった結果、申請事業者等本人又は第三者が被った損害については、輸出・国際局又は利用行政庁は一切の責任を負いません。

(報告・申請等の委託)

- 第4条 報告・申請等を行う申請事業者等が、システムへの登録処理等を第三者に委託する場合、当該委託を受けて報告・申請等を行う者は、当該手続に関する全責任を当該申請事業者等に対して負うものとみなします。
- 2 報告・申請等を行う申請事業者等が、第三者に委託した内容を変更又は終了する場合は、委託元の申請事業者等は速やかに、システム利用の申込先である利用行政庁にその旨を文書で通知するものとします。この場合のログイン I D及びパスワードの取扱いについては、第3条第2項に準じます。
- 3 利用行政庁への通知がなされなかったこと又は遅延したことにより申請事業者等又は第三者が被った損害については、輸出・国際局又は利用行政庁は一切の責任を負いません。

(システムに関する知的所有権)

第5条 輸出・国際局がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物（本規約、操作説明書及びセキュリティ・マニュアルを含む。以下同じです。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、輸出・国際局に帰属します。

2 システム利用者は、システムの利用に際し、輸出・国際局がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物を次のとおり扱うものとします。

- (1) 本規約に従ってシステムを利用するためにのみ使用すること。
- (2) 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリング（ソフトウェアの開発工程を逆にたどり、その構造や機能を解析して、製品に機能を反映させること。）等を行わないこと。
- (3) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡し、又は担保に供しないこと。
- (4) 輸出・国際局又は輸出・国際局の指定する者が表示した著作権表示又は商標表示等の財産権表示を削除又は変更しないこと。

(システムの利用可能時間)

第6条 システムは、原則として6時から24時まで、年間を通じて利用可能とします。ただし、上記時間内であっても、機器メンテナンス等により、システムの利用を停止する場合があります。なお、緊急を要する場合は、事前に通告することなくシステムの利用を停止することがあります。

2 システム利用者がシステムを利用した申請に係る審査等の事務処理は、当該業務担当者の執務時間内に行うものとします。

(禁止事項)

第7条 システム利用者は、システムの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) システムを本規約に反する目的で使用し又は使用しようとする事。
- (2) システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (3) システムへの不正アクセス及びウィルス感染ファイルを故意に送付すること。
- (4) 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (5) 前四号のほか、システムの運用において支障を及ぼす又は支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 輸出・国際局は、システム利用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合又は行うおそれがあると認められた場合は、事前に通知することなく、当該システム利用者のログインIDによるシステムの利用を直ちに停止させます。なお、

申請事業者等が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合又は行うおそれがあると認められた場合は、利用行政庁は、申請事業者等に対し、輸出・国際局と同様の措置をとることができるものとします。

(システムの利用可能文字)

第8条 システムにおいて使用可能な文字は以下の各号に掲げるもののみとし、その他の外字、機種依存文字等の使用は不可とします。

- (1) 1 バイト文字の英数字及び記号は、JISX-0201-1997を使用するものとします。
- (2) 2 バイト文字はJISX-0208-1997を使用し、JIS第一水準漢字、JIS第二水準漢字及び事前に外字登録した漢字を使用するものとします。
- (3) カタカナを使用する場合は、全角カナを使用するものとします。

第3章 システム等の管理

(設備等)

第9条 システム利用者は、システムを利用するために必要なすべての機器等（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）を自己の負担において準備するものとします。当該機器の準備に必要な手続は、システム利用者が自己の責任と費用で行うものとします。

- 2 システムを利用するために必要な通信経費、その他システムの利用に係る一切の経費は、システム利用者及び利用行政庁の負担とします。

(非常事態等における利用の制限)

第10条 輸出・国際局又は利用行政庁は、天災、事変その他の非常事態の発生又はシステムの重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合には、システムの利用を停止又は制限することがあります。

- 2 輸出・国際局又は利用行政庁は、システムの利用が著しく集中した場合には、システムの利用を制限することができるものとします。

(システムの保証等)

第11条 輸出・国際局又は利用行政庁は、システムの提供の遅延、中断又は停止が発生し、その結果システム利用者又は第三者が被った損害について一切の責任を負いません。

第4章 情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

第12条 システムで利用する個人情報については、行政機関等個人情報保護法等関

連法令に基づき、輸出・国際局又は利用行政庁において適切に取り扱うものとし
ます。

(保有する情報の範囲)

第13条 システムの運用に当たって保有する申請事業者等の情報は、輸出証明書の
発給・適合施設の認定に関するデータ（事業者及び利用者情報含む）、システム
の利用者に関する事業者名（名称）、代表者名、所在地、法人番号（法人のみ）、シ
ステム利用者の氏名・部署名、システム利用者の署名（筆跡）、電話番号、FAX
番号及び電子メールアドレスとします。

(利用目的)

第14条 システムで保有する情報は、次の目的で利用します。

- (1) 輸出証明書の発給又は適合施設の認定に関するデータについては、輸入規制
の緩和及び輸出促進を図る目的のために政策の企画・立案の資料として利用し
ます。
- (2) システム利用者のうち申請事業者等の名称、代表者名、所在地、法人番号（法
人のみ）、システム利用者の署名（筆跡）については、システム利用に係る申
請内容の確認に利用します。
- (3) システム利用者のうち申請事業者等の氏名・部署名、電話番号、FAX番号
及び電子メールアドレスについては、システム利用に関する通知及びシステム
利用者と直接連絡をとる必要が生じた場合に利用します。

(利用及び提供の制限)

第15条 システムに係る情報は、法令に基づく場合等を除き、第14条に定める利
用目的以外の利用又は第三者への提供はいたしません。

第5章 雑則

(操作説明書及びセキュリティ・マニュアル)

第16条 この規約を実施するために必要な操作説明書及びセキュリティ・マニユ
アル等は、別に定めます。

(証跡の管理)

第17条 輸出・国際局は、システムに関する情報セキュリティを確保するため、シ
ステム利用者のシステムの利用に関する証跡（ログ）を取得、保存、点検及び分析
することがあります。

(合意管轄裁判所)

第18条 本利用規約には日本法が適用されるものとします。

- 2 システムの利用に関連して、輸出・国際局又は利用行政庁とシステム利用者間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

(利用規約の改正)

第19条 輸出・国際局は、必要があると認めるときは、システム利用者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本利用規約を改正することができるものとします。

- 2 システム利用者は、システムを利用するときは、施行されている改正後の本利用規約に同意したものとみなされます。